

# 仕様書

## 1 業務の名称

ユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進に関する調査・研究業務

## 2 業務の履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日（火）までとする。

## 3 目的

本市では、令和4年10月に策定した最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、まちづくりの重要概念の一つに「誰もが多様性を尊重し、互いに手を携え、心豊かにつながる。また、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合うこと」を意味する「ユニバーサル（共生）」を位置付けており、共生社会の実現に向けた様々な取組を実施している。

その一環として、多様なユニバーサル関係施策の全体像を把握し、施策間の連携を進めていくこと等を目的に、令和6年6月には「ユニバーサル展開プログラム」を策定したところであり、関係施策の展開方針の一つに、「文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異や、障がい・能力を問わずに利用できるよう配慮された設計（デザイン）」を指す、「ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）の考え方を取り入れた施策の推進」を掲げたところ。

本市としては、今後は当該方針に基づき、UDの考え方を各施策や事業に取り入れ、市民や事業者といった多様な主体と共に、UDを踏まえたまちづくりを進めていきたいと考えている。

当該まちづくりを今後更に進めていくに当たっては、多様な主体がUDを正しく理解し、認識した上で、社会のあらゆる場面においてUDを取り入れた製品やサービスを提供・利用していくことや、UDを取り入れた施設等の整備などを進めていくことが求められる。

札幌市が令和5年度に行ったオンラインアンケート調査の結果によると、ユニバーサルデザインの認知度は、68.3%であり、まずはUDの更なる認知度向上に向けた取組を積極的に実施していく必要がある。

加えて、UDはこれまで、障がいのある方及び高齢者を主な対象として浸透してきた経緯がある中で、本来の対象は「誰もが」であり、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等の様々な違いを有する方を始め、時には旅行者等にも対応するものとなることから（また、場面の違いまで含むと、平時だけでなく、災害時などにも対応するものとなる）、自治体の施策分野としては非常に幅広く、体系整理が難解である（UDに関する自治体の施策体系としては、バリアフリーに代表されるハード面の施策に

加え、当該様々な違いに応じた各種制度及びその情報発信等のソフト面の施策、心のバリアフリーの推進等のハート（意識）面での施策の大きく3つに分類されることが多い）。また、市職員及び事業者と意見交換する中で、「UDの範囲が分かりづらく、具体的に何をしたいのか分からない」「誰もが対象といっても特定の属性の方を想定しないと取り組みにくい」等の声が寄せられており、市民・事業者はもちろん、率先して取組を進めるべき市役所内部におけるUDについての理解や推進にも課題がある状況（内閣府の調査（令和5年度バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査報告書）によると、UD化を進めるために国や地方公共団体に期待することとして、「民間の自主的な取り組みへのソフト面での支援（ノウハウの提供等）」が挙げられており、UDを取り入れるノウハウが不足していることが明らかになっている）。

これらの課題・状況等を踏まえると、今後のUDの推進に当たっては、庁内外に向けて戦略的かつ効果的に取組を進めていく必要があり、その手法について特段の工夫が必要になるものと考えられる。

そこで、本業務では、UDを踏まえたまちづくりの推進に向けた検討の基礎資料とするため、他自治体の様々な優良事例の把握・分析を行い、本市における必要な方向性、取組、仕組み等に関する調査・研究を実施するものである。

※第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンについて

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/>

※第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/documents/visionhenn.pdf>

※ユニバーサル展開プログラムについて

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/universal/program.html>

※オンラインアンケート調査について

[https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/documents/r5shimin\\_eng.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/documents/r5shimin_eng.pdf)

（ユニバーサルデザインに関する設問は25ページ）

※令和5年度バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査報告書

[https://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/tyosa\\_kenkyu/r05/index.html](https://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/tyosa_kenkyu/r05/index.html)

## 4 業務内容

上記3の目的を達成するため、次の業務を実施するものとする。なお、実施内容の詳細は、企画提案の内容を基に、委託者と受託者で協議を行い、調整することとする。

### (1) UDの推進に取り組む先行自治体の調査・分析

UDの推進に先駆的に取り組む国内の自治体を最低3自治体以上調査し、施策体系の整理や具体的な取組事例等を整理・分析すること（市民・事業者とともにUDを踏まえたまちづくりを進めるとの事業目的に鑑み、市民・事業者と協働した取組事例が多くある自治体が望ましい。）。

なお、当該調査に当たっては、次の項目について自治体職員を始め、必要に応じて民間事業者、産学連携組織その他関係機関の職員等を対象としてヒアリングを実施することとし、調査対象の自治体やヒアリング先の選定は委託者と協議の上で決定することとする（当該ヒアリングにおいては、原則として受託者が日程等の調整を行い、業務の進捗に影響が出ない範囲内において札幌市職員が同行するものとする）。

ア 取組実施の背景や課題認識

イ 取組手法並びにその対象及び所要経費

ウ 取組の実施に当たり考慮した視点

エ 取組の効果及び反響

オ 今後の取組の方向性

(2) UDを踏まえたまちづくりの推進に必要な方向性、取組及び仕組み等の提言

他自治体の事例のほか、本市における総合計画や個別計画、現状の事業・施策等を踏まえ、本市が市民・事業者とともにUDを踏まえたまちづくりを進める上で必要な方向性や新たな取組、仕組み等（市民や事業者のUDを踏まえた各種取組が進むような内容とすること）について整理・分析の上、委託者に提案すること。また、庁内外に向けて戦略的かつ効果的に取組を進めていくために必要なロードマップ案（当該案の終期は第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの計画期間に合わせ、令和13年度までとする。）を提案すること。

なお、これらの提案に当たっては、提案内容についてUDに知見を有する2名以上の外部有識者の見解を添えるものとするほか、本市における現状の施策や事業に関して把握が必要な場合は、札幌市関係部署へのヒアリング等により情報収集を行うこと。

(3) 上記(2)で提案を行う取組に係る試行事業の企画・提案・実施

上記(2)で提案を行う取組について、その一部を試行事業として企画・提案し、委託者と協議の上これを本業務の履行期間中に実施すること。なお、当該取組は、市内の事業者（飲食業、宿泊業等の事業者を想定）を対象にUDの認知度向上や心のバリアフリーの推進等を目的としたものとする。

(4) 中間報告

本業務の実施状況等について、令和7年9月30日（火）までに中間報告を行うこと。

なお、報告の内容は(1)で実施する先行自治体の調査等の結果（概要）及び(2)で行う提言等の素案とし、詳細は委託者と協議の上、決定するものとする（報告様式は問わない。）。

## 5 成果品

(1) 報告書 A4縦、カラー両面印刷（枚数制限無し）5部

- (2) 報告書概要版 A3横2枚程度、カラー片面印刷 5部
  - (3) 電子データ 上記報告書の編集可能な電子データ及び業務に用いた基礎資料データ等を整理、収納し、電子媒体（CD-R等）で1組提出
  - (4) 提出期限 令和8年3月31日（火）
- ※提出方法は、別途、委託者と受託者で調整することとする。
- ※上記成果品のほか、本業務の実施状況等については、上記4のとおり令和7年9月30日（火）までに中間報告を行うものとする。

## 6 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 7 その他特記事項

### (1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

### (2) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

### (3) 疑義の解消等

業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点又は疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

業務の実施に当たって必要な事項について、本書で明記の無い点又は疑義や状況の変化があった場合は、別途、受託者と委託者との協議により内容を変更すること

ができるものとする。

#### (4) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全又は曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

#### (5) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

#### (6) 業務の実施と報告

ア 業務の実施に当たっては、法令及び条例を遵守すること。

イ 業務の目的を十分に理解した上で適切な人員配置の下で業務を行うこと。

ウ 受託者は、業務の進捗について、委託者に定期的に報告を行うこと。

## 8 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階南側

札幌市まちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室（担当：菊地、三浦）

電話：011-211-2361 FAX：011-218-5109

E-mail：ki.universal@city.sapporo.jp